

派遣先所属 岩手県保健福祉部障がい保健福祉課
氏名 山根 まどか、田中 伸幸
派遣期間 平成 24 年 4 月 1 日～平成 25 年 3 月 31 日

1 派遣業務の内容と現況

現在、私たちは、北海道の職員の方 1 名、愛知県の職員の方 1 名と共に、岩手県保健福祉部障がい保健福祉課に派遣されています。

このうち私たちの担当はこの課の中の療育精神担当というところになります。ここは、通常の精神保健福祉業務のほか、東日本大震災津波の被災者に関する「こころのケア」の業務を行っています。

元々、岩手県は南北 220 km 東西約 100 km の「日本一広い県」で、その面積は関東の一都三県を越えます。しかしながら、この面積をカバーする医師は人口 10 万人対医師数で全国 37 位、1km² 当たり医師数は北海道に次いで低い（いずれも平成 20 年）状況となっています。さらにその医療機関の大半は盛岡市等都市圏に偏在し、都市圏以外の地域での医療資源は極めて乏しいのが実情です。

この状況をカバーするため、岩手県は、震災前から、県の医療体制の中核である岩手医科大学を中心に、関係機関がネットワークを構築し、それぞれの領域が連携して支援に関わる形で地域精神保健活動を行ってきました（H24.5 内閣府自殺対策推進室「地域における自殺対策取組事例集」P58～59「久慈地域における自殺対策の取組（久慈モデル）」）。

今回、岩手県で「こころのケア」事業を実施するに当たり、まず、将来的に通常の地域の支援体制の中でケアを行うことができることを目指しました。そのため、地域の実情を踏まえた中長期的な計画を立案しました。

その結果、岩手県の「こころのケア」は、震災ストレスによるハイリスク者に対する訪問や相談室での支援体制を構築することとしました。加えて今まで自殺対策で構築してきた「久慈モデル」のノウハウをベースとした精神保健活動を実施することとなりました。

具体的には、平成 23 年 12 月 21 日、「久慈モデル」のノウハウと、県の保健医療資源にネットワークを持つ岩手医科大学に「岩手県こころのケアセンター」の運営を委託しました。これにより、平成 24 年 2 月 15 日には岩手医科大学内に「岩手県こころのケアセンター」が設置され、翌 3 月には久慈、宮古、釜石、宮古の県合同庁舎内に「地域こころのケアセンター」が設置されました。

現在、岩手県としての「こころのケア」の取組は、この「岩手県こころのケアセンター」を中心に行っています。そして各地域の「地域こころのケアセンター」や「震災こころの相談室」の運営、地域の保健師や関係機関等との連携や支援、住民や支援者の方への普及啓発等の活動を行っています。

当初、私たちは「こころのケア」の業務の支援のために派遣されました。しかし現在、県のこの事業に関する業務は、「岩手県こころのケアセンター」へのサポートに移行しています。具体的には、地域の保健所や市町村といった関係機関や委託先の大学との連絡調整です。

そのため、1年間という短期間で、かつ地元の保健所や市町村、関係機関とネットワークのない派遣職員が、この業務に直接関わることは難しくなっています。

もともと、岩手県の障がい保健福祉課では、精神保健福祉分野だけに限っても、埼玉県なら疾病対策課や障害者福祉推進課と部を超えて担当している業務を一担当で行っている状況です。その結果、所属する課員の所掌分野は極めて幅広く、業務量も極めて過大となっていました。

そこで、現在、私たちは主に通常業務への支援を中心に行い、地域や委託先と連携のノウハウのある県の職員が「こころのケア」業務に専念する体制をとっています。そのため、現在私たちがこの業務で被災者の方々に直接接するということはほとんどありません。しかし、障害者自立支援法に基づく自立支援医療の業務や、精神科救急医療体制の整備など、被災地の精神医療及び精神保健の基盤に関わる業務を行っています。

実際、「こころのケア」を担当している岩手県の職員の方からは、盛岡から一番近い被災地である宮古市も 100 km 近く離れている中、通常業務と並行した形ではとても「震災こころのケア」の業務を行うことはできなかったと伺っています。そのため、支援者を支援する、という形で、私たちも復興支援に関わっていると考えています。

なお、同じ「こころのケア」の業務を担当内で行っているということもあり、何かと「岩手県こころのケアセンター」と関わる機会があります。実際、「震災こころの相談室」を訪問する機会がありました。

1枚目の写真は10月に野田村の「こころの健康相談センター」（野田では「震災こころの相談室」をこのように呼んでいます）を訪問した際、利用者の方が作って下さったという看板を撮影したものです。

この時は「こころの健康相談センター」の様子を見学させていただいたほか、「こころのケアセンター」のカンファレンスや、村の支援機関の会議にも参加させていただきました。



このうち、地域の福祉分野の支援者の方も入った支援機関の会議では、「岩手県こころのケアセンター」の医師が会議に積極的に関わり、具体的方策について発言していたことにまず驚きました。

また、「こころの健康相談センター」実施に当たってのカンファレンスでも、「岩手県こころのケアセンター」の医師の医学的助言が、現在の御本人に適用可能な社会資源、更にこれらへ対するセンターとしてのアプローチの方法にまで踏み込んだ上でなされていたことに感動しました。

被災された方のお話によると、住まいや将来の収入等、生活の基盤に不安がある状況で、精神的にだけ落ち着くことは現実的には難しいということです。また、現場で対応されている医療関係者の方からも、広い意味での心のケアとは、医療や保健分野に限らず、福祉や地域の社会資源等々様々なものを含むのだ、とも伺いました。

今回現地の会議等に参加させていただいたことで、災害時のこころのケアにおける医療・保健・福祉の包括的ネットワークの構築の大切さを改めて実感しました。

2 復旧・復興状況や被災地での見聞・感想

10月に野田村のこころの相談室に伺った際、野田村の仮設住宅やがれき処理等(このうち木材の一部は埼玉県で焼却処理されています)の現場を訪問する機会がありました。

訪問した中に、震災で発生したがれきの中から木材だけを分別し、それを細かく砕いているプラントがありました。

ここでは大きな重機が細断された木くずを運んでいましたが、その山は2枚目の写真のように重機の高さを超えるものでした。その高さに驚いていたところ、同行してくださった「こころのケアセンター」の職員の方からは、これでも以前に比べ随分減ったのだ、との話がありました。



野田村は岩手県の北部に位置し、岩手県最南端の陸前高田市から北に150km近く離れています(参考までに関越道の川越ICと湯沢IC(新潟)間が約145kmです)。埼玉県民である私たちの感覚では、その距離は非常に離れているようにみえるのですが、津波の威力はすさまじく、野田村役場まで到達したそうです。実際に、役場のすぐ近くの神社の大きな鳥居には、津波で流されたがれきを受け止めた際の傷が今も残っていました。



また木くずのプラントに伺った際にも、写真の3枚目のとおり、2階

建てのプレハブのはるか上の斜面にまで、震災の津波でなぎ倒された木の跡が残されていました。

なお、現在、震災当時一面がれきの山だったという村役場の前の広場は仮設商店街となり、食堂や商店も復興に向け動き始めています。

話は変わりますが、8月の盛岡のさんさ踊りでは、埼玉県のマスコット「コバトン」も派遣職員共々、「県庁職員チーム」の一員としてパレードに初参加しました。終了後はコバトンファンという方（コバトングッズ持参！）にまさかの「おっかけ」をされ（コバトンが盛岡まで来ているとは思わず追いかけたそうです）、埼玉から 500 km 以上離れた盛岡の地でしばし埼玉県談義で盛り上がりました。

